

豊中市障害者等移動支援事業重要事項説明書

様が利用しようとお考えの移動支援サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明します。わからないことがありましたら、遠慮なく質問してください。

1 移動支援サービスを提供する事業者について

事業者名称	特定非営利活動法人 ほがらか
代表者氏名	理事長 丸 山 敏 弘
所 在 地 連 絡 先	豊中市服部本町3丁目1番3号 TEL 06-6862-5816 Fax 06-6862-5817

2 ご利用者へのサービスを提供する事業所について

①事業所の名称、所在地等

事業所名称	特定非営利活動法人 ほがらかケアセンター
サービスの 主たる対象者	身体障害者（全身性障害者） 知的障害者 障害児（全身性・知的・難病等） 難病等対象者
指定事業所番号	移動支援 2764006934（平成15年5月1日指定）
所在地 連絡先	豊中市服部本町3丁目1番3号 TEL 06-6862-5816 Fax 06-6862-5817
管 理 者	田中あや子
事業所の通常の 事業の実施地域	豊中市
事業所が行なう 他の指定障害 福祉サービス	居宅介護 2714000359（平成15年5月1日指定） 重度訪問介護 2714000359（平成15年5月1日指定） 移動支援（大阪市指定） 2764000267（平成28年1月1日指定）

②事業の目的及び運営方針

事業の目的	特定非営利活動法人ほがらかケアセンターが行う移動支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管
-------	--

	理運営に関する事項を定め、利用者、障害者及び障害者の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った適切な移動支援サービスを提供することを目的とする。
運営方針	事業所のヘルパーは利用者の心身の状態を把握し、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

③事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日 (ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く。)
営 業 時 間	午前9時から午後5時までとする
サービス提供日	日曜日から土曜日 (ただし、12月29日から1月3日までを除く。)
サービス提供時間	午前8時から午後8時までとする。

④事業所の職員体制

管 理 者	田中あや子
-------	-------

職種	職 務 内 容	人数
管理者	・職員及び業務の管理を一元的に行います。 ・職員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1名
サービス提供責任者	・利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護が適切に行われるようアセスメントを実施し、援助の目標を達成するための手順と所要時間を明確にした手順書を作成します。 ・移動支援計画の作成並びに利用者等への内容・利用料金等を説明し、同意を得て交付します。 ・移動支援計画の実施状況の把握及び移動支援計画の変更を行います。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。	1名

	・ヘルパーに対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 ・ヘルパー等に対する研修、技術指導を行います。 ・その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。	
ヘルパー	・移動支援計画に基づき、移動支援サービスを提供します。 ・サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。 ・サービス提供後、利用者の心身の状況等についてサービス提供責任者に報告を行います。	5名
事務職員	請求事務及び通信連絡事務等を行ないます。	1名

3 提供するサービスの内容と利用料金

①サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容
移動支援計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた手順書を作成し、移動支援計画書を作成します。
移動支援 (身体介護伴う)	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出（原則、1日で用務を終えるもの） ・外出時の移動の介護又は介助 ・外出先での排泄、食事等の介護又は介助 ・外出中やその前後におけるコミュニケーション支援 ・外出に伴い、必要と認められるその前後の身の回りの世話や整理
移動支援 (身体介護伴わない)	

移動支援の提供が可能なもの（例）

(1)利用者に同行する買物

(2)公園での散歩

移動支援の提供ができないもの（例）

- (1)障害福祉サービス事業所への送迎
- (2)通勤、営業活動等の経済活動に係る外出
- (3)通学等の通年かつ長期にわたる外出
- (4)医療機関への通院（通院等介助を利用）
- (5)官公庁への手続き（通院等介助を利用）
- (6)社会通念上適当でない外出（反社会的行為に関すること等）

②提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、豊中市障害者等移動支援事業実施要綱に基づき、市長が定める額（補助基準額）の100分の10に相当する利用料が発生します。

利用者負担額の上限月額、利用者の属する世帯の状況に応じ、次の表のとおりです。

世 帯	利用者負担上限月額
生活保護受給世帯	0 円
市民税非課税世帯	0 円
市民税課税世帯	4,000 円

利用料金の目安は、次のとおりです。

利用者負担の参考例	日中時間帯の場合		
	1 時間	2 時間	3 時間
身体介護を伴う場合	424 円	694 円	853 円
身体介護を伴わない場合	159 円	312 円	461 円

③その他の費用について

サービス提供に当たり利用した公共交通機関の交通費やタクシー代は利用者の負担となります。

③利用者負担額等の請求及び支払方法について

(1)請求方法

利用者負担額等の請求はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。

上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月にご利用者あてにお届けします。

(2)支払方法

請求書をお届けした後、遅滞なく現金にてお支払いください。支払い後領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。(医療費控除の請求の際に必要となることがあります。)

※ 正当な理由がないにもかかわらず支払いが2か月以上遅延し、支払いの督促から7日以内に支払いがない場合は、サービス提供の契約を解除したうえで、未払い分をお支払いいただくことがあります。

4 サービスの提供に関する留意事項

①サービス提供を行うヘルパー

サービス提供時に担当のヘルパーを決定します。

②ヘルパーの交代

選任されたヘルパーの交代を希望される場合は、当該ヘルパーが業務上不適当と認められる事情、その他交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対してヘルパーの交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定のヘルパーを指名することはできません。

事業所は事業所の都合によりヘルパーを交代することがあります。ヘルパーを交代する場合は、利用者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

③ヘルパーの禁止行為

ヘルパーは、サービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- (1) 医療行為
- (2) 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類の預かり
- (3) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (4) 利用者の同居家族に対するサービス提供
- (5) 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除等)
- (6) 利用者の居宅でのヘルパーの飲酒、喫煙、飲食
- (7) その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

④サービスの実施に関する指示、命令

サービス実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。ただし、事業所はサービス実施にあたって利用者の事情や意向に十分配慮するものとします。

5 サービスの提供にあたって

①サービス提供に先立って、受給者証に記載された支給量、支給内容、利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の内容に変更があった

場合は速やかに当事業所までお知らせください。

- ②確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向を踏まえて、移動支援の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した「移動支援計画書」を作成します。なお、作成した「移動支援計画書」は、利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得たうえで交付します。
- ③サービスの提供は「移動支援計画書」に基づいて行います。なお「移動支援計画書」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

6 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、事前に作成した「緊急連絡先」一覧表に従い、速やかに家族、主治医、関係機関に連絡します。

7 事故発生時の対応について

当事業所が利用者に対してサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業者が利用者に対して行ったサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

豊中市	担当部署	福祉部障害福祉課事業所指定係
	電話番号	06-6858-2229

本事業所は、東京海上日動火災保険株式会社の賠償責任に関する補償に加入しています。

8 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、次に掲げる対策を講じます

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 田中あや子
-------------	-----------

- ②成年後見制度の利用を支援します。

- ③苦情解決体制を整備しています。

- ④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。
- ⑥事業所は、サービス提供中に当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等）による虐待を受けたと思われる事象を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。

9 身体拘束等の禁止

事業所は、サービス提供に当たっては、利用者もしくは他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行なわないものとします。

2 事業所は、身体拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

10 秘密保持と個人情報の保護について

利用者及びそのご家族に関する秘密の保持について	①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業者及びその従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。事業所退職後も継続するものとします。 ③この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
-------------------------	--

個人情報の保護について	①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を使用しません。また、利用者のご家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等で使用しません。 ②事業者は、利用者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏えいを防止するものとする。
-------------	--

1 1 苦情処理の体制及び手順について

苦情または相談があった場合には、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。

相談担当者は把握した状況を管理者とともに検討し、当面及び今後の対応を決定します。

対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

（時間を要する内容も、その旨を翌日までには連絡します。）

苦情申し立ての窓口

【事業所の窓口】 特定非営利活動法人 ほがらかケアセンター	所在地 豊中市服部本町3丁目1番3号 電 話 06-6862-5816 F A X 06-6862-5817 受付時間 9:00～17:00（月～金）
【市町村の窓口】	【豊中市福祉部障害福祉課】 所在地 豊中市中桜塚3丁目1番1号 電 話 06-6858-2229 F A X 06-6858-1122 受付時間 9:00～17:15（月～金）

	【豊中市健康福祉サービス苦情調整委員会】 所在地 豊中市中桜塚3丁目1番1号 電 話 06-6858-2815 FAX 06-6854-4344 受付時間 9:00～17:15（月～金）
【公的団体の窓口】	【大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会】 『福祉サービス苦情解決委員会』 所在地 大阪府中央区中寺1丁目1番54号 （大阪社会福祉指導センター内） 電 話 06-6191-3130 FAX 06-6191-5660 受付時間 10:00～16:00（月～金）

1.2 福祉サービス第三者評価の実施について

福祉サービス第三者評価とは、事業者が事業運営における問題点を具体的に把握しサービスの質の向上に結びつけることができるよう、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から提供サービスを評価する事業ですが、現在当法人は実施しておりません。

1.3 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

1.4 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

上記の内容について、「豊中市障害者等移動支援事業実施要綱」第9条において準用する「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号平成18年9月29日）第9条の規定に基づき、利用者に説明を行ないました。

事業者	所在地	豊中市服部本町3丁目1番3号
	法人名	特定非営利活動法人 ほがらか
	代表者名	理事長 丸 山 敏 弘 ⑩
	事業所名	特定非営利活動法人 ほがらかケアセンター
	説明者氏名	田中あや子 ⑩

以上の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	TEL
	氏 名	⑩

代理人	住所	TEL
	氏 名	⑩